

IOSCO は公募 ABS 開示原則の市中協議文書を公表

マドリッド

2009年6月29日

証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会は、市中協議文書「資産担保証券の公募及び上場のための開示原則（ABS 開示原則）」を公表した。IOSCO 専門委員会は、ABS 開示原則を、資産担保証券（ABS）の公募と上場に関する開示規制体制の作成と見直しを行なう証券規制当局に対するガイダンスを作成した。

本原則は 2008 年 5 月に公表された専門委員会による「サブプライム危機に関するタスクフォース最終報告書」にある、ABS の公募に関する開示要求に関し、IOSCO の開示基準・原則の中にそれを満たす物が無い場合は、IOSCO はそれを開発しなければならないという勧告に従ったもの。

適用範囲

本原則は上場もしくは公募される ABS（その条件に基づき一定の期間内に現金化される売掛債権その他の金融資産の個々の独立したプールのキャッシュフローにより主として返済される証券と定義する。）に適用される。

本原則は、発行体が、投資家の投資判断を支援するため、公募又は上場する証券の性質の完全かつ公正な開示に必要なあらゆる情報を記載した ABS の公募又は上場に用いられる開示書類を作成することを前提としている。また、積極運用される資産プールによって裏付けされる証券（投資会社が発行する証券又は債務担保証券（CDO）等）又はその条件上現金に換金されない資産を含む証券には適用されない。

本原則において取り上げられた開示テーマは、証券規制当局による検討と分析の出発点とされることが期待され、プリンシプルベースの記述は証券規制当局による幅広い適用と採用を可能とする。

本原則は規制の枠組みとして下記の情報を全ての募集書類に含むことを求めている。

- ・ 開示書類について責任を負う者
- ・ 取引関係者の特定
- ・ 証券化取引に関与する重要当事者の役割及び責任
- ・ スタッティック・プール情報
- ・ プール資産
- ・ プール資産の重要債務者
- ・ ABS の説明

- ・ 取引構造
- ・ 信用補完及びその他のサポート（特定デリバティブ商品を除く）
- ・ 特定のデリバティブ商品
- ・ リスク要因
- ・ 市場
- ・ 公募に関する情報
- ・ 課税
- ・ 法的手続
- ・ 報告
- ・ 関連会社、特定の関係及び関連当事者取引
- ・ 専門家及び顧問弁護士との利害関係
- ・ 追加情報

原則は既存の IOSCO の開示原則を補足するものである。既存の開示原則は以下を含む。

「外国発行体によるクロスボーダーの募集及び新規上場のための国際開示基準 (1998)」

「上場企業による継続開示及び重要事項の報告のための原則 (2002)」

「経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析 (MD&A) に関する一般原則 (2003)」

「外国発行体によるクロスボーダーの社債の募集及び上場のための国際開示原則 (2007)」

「上場企業の定期開示に関する開示原則 (2009 年 7 月に市中協議案発行予定)」

コメントの締め切りは 2009 年 8 月 10 日 (月)。